

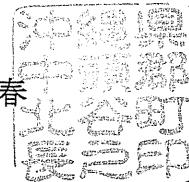


## 北谷町告示第35号

景観法（平成16年法律第110号）第98条第3項の規定により告示する。

平成24年3月30日

北谷町長 野国 昌春



### 1 景観行政団体となる趣旨

本町は、東シナ海に沿った海浜部は平坦な低地で、中央部から東部にかけての内陸部は全体的に緩やかな丘陵地となっており、各々の地域ごとに育まれてきた「地域の良さ = 豊かな資源」が数多くあり、まちの魅力や活力、地域の誇りや個性の基盤となっている。

本町の魅力と活力が増す中で、先人達から脈々と受け継がれてきた自然や歴史・文化を基層に、日々の生活の中でつくりあげられてきた独自の地域性、地域らしさを活かした北谷らしい良好な景観の保全と育成、そしてより良い形での後世への継承を目指すことで実現する理想郷「ニライの都市」を町民、事業者及び行政が協力して創造していくために、次の期日から景観法第98条第1項の規定に基づき景観行政団体となり、景観行政事務の処理を開始する。

### 2 景観行政事務の処理を開始する日

平成24年5月1日